

草の根技術協力事業 業務委託契約書（本邦研修実施業務）

1 業務名称： ●●●国○○○○○○○○○○○○○○○○○○（第●回本邦研修）

2 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から
（西暦で記入）年 月 日まで

注）年度末の会計処理との関係で、履行期間の末日を3月1日から31日までの日付で設定することは、原則認められません。

3 契約金額： 円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構【国内機関名称】¹（以下「委託者」という。）と【（法人格）団体名（以下「受託者」という。）】とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

※【紙の契約書】の場合は、第1条のなお書きを削除。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。なお、本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、あらかじめ委託者が指定した場合には、指定の電磁的方法によるものとし、指定がない場合には紙媒体によるものとする。

（1）草の根技術協力事業 業務委託契約約款（本邦研修実施業務）（以下「業務委託契約約款」という。）

（2）附属書Ⅰ「日程表」

（3）附属書Ⅱ「契約金額内訳書」

（監督職員）

第2条 業務委託契約約款第4条に定める監督職員は、【国内機関名称 ○○課長】の職位にある者とする。

※ 研修日程が長期にわたるなど精算手続きが必要となる場合。

（契約金額の精算）

第○条 受託者は、履行期間終了日から起算して30日以内に、委託者に対し、経費精算報告書（以下「精算報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、履行期間終了日が2月1日から3月31日までの間に設定されている場合、委託者が指定する期日までに精算報告書を提出しなければならない。

¹ パートナー型及び地域活性型の場合は、委託者は、独立行政法人国際協力機構の国内機関ではなく、独立行政法人国際協力機構です。

- 2 受託者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、前項の精算報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の精算報告書の提出を受けたときは、その内容及び前項の証拠書類一式を確認し、委託者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）を確定し、これを受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の確定金額の通知の後速やかに、委託者は証拠書類一式を受託者に返却することとする。
- 5 業務委託契約約款第11条第1項中、「合格通知」とあるのは「合格通知及び契約書本体第〇条第3項に定める確定金額の通知」とし、「契約金額」とあるのは「確定金額」とする。

※【紙の契約書の場合】

本契約の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

※【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、委託者、受託者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

（西暦で記入）年 月 日

委託者

【国内機関の住所】

独立行政法人国際協力機構

【国内機関名】

契約担当役 所長

【所長氏名】²

受託者

【団体の住所】

【団体名】

【代表者役職名】

【代表者氏名】

※ 共同事業体を結成する場合。

委託者

【国内機関の住所】

独立行政法人国際協力機構

【国内機関名】

受託者

共同事業体

代表者

【団体の住所】

² パートナー型及び地域活性型の場合は、委託者は独立行政法人国際協力機構の国内機関ではなく独立行政法人国際協力機構、契約担当役は所長ではなく理事、住所は本部の所在地となります。

契約担当役 所長
【所長氏名】³

【団体名】
【代表者役職名】
【代表者氏名】
構成員
【団体の住所】
【団体名】
【代表者役職名】
【代表者氏名】

³ パートナー型及び地域活性型の場合は、委託者は独立行政法人国際協力機構の国内機関ではなく独立行政法人国際協力機構、契約担当役は所長ではなく理事、住所は本部の所在地となります。